

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第3回 政策会議
日時	令和元年 7月31日(水) 午前・ 午後 4時30分～5時30分
場所	町長室
出席者	町長、副町長、教育長、統括監、総務課長、総合政策課長、観光課長、総務課主幹

内 容	<p>【付議】</p> <p>1. 宿泊税の使途について（観光課）</p> <p>(1) 付議事案の概要</p> <p>「個別施策」の方針のもと、各課から提案された個々の事業が宿泊税充当可能かどうかの判断（計27事業について。別紙のとおり）。</p> <p>(2) 調整会議での審議結果の報告</p> <p>それぞれの事業の宿泊税充当の可否について、別紙のとおりとすべき。</p> <p>(3) 主な意見・質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い道の公表のイメージはどのようなものとするか？「庁議」として及び純粋に「宿泊税PR」として →当該年度分を個別施策ごとに個々の事業を載せ、内容と金額を表す。 →今回の庁議としては個別施策、事業名、事業内容（充当の可否のみ）。 ・庁議としては、個々の事業が充当可能かどうかのみを判断し、具体的な金額については予算査定時に細部を精査するものとする。 ・(No.12,13,23,24,25,27)の「別途協議」の扱いは？ →政策的な判断により充当可能なものになるのでは、という取り扱い。 ・No.23,25は他の財源で対応すべき。宿泊税を充てるものとしては「対象外」、それ以外は詳細な整理、判断が必要という意味で「継続協議」とした方が良いのでは。 ・新年度予算に向けても、さらなる整理が（今回出てきていない事業も含め）継続して必要では。 <p>(4) 結果</p> <p>別紙の通り決定するものとし、本年9月定例会以降、引き続き各課において精査、検討を進めることとする。</p> <p>【報告事項】</p> <p>なし</p>
-----	--